



認定マーク（愛称：くるみん）

令和元年 8 月 26 日

【照会先】

大分労働局雇用環境・均等室

室 長 桑原 光照

室長補佐 甲斐 昭臣

(電 話)097-532-4025

報道関係者 各位

『くるみん認定企業認定通知書交付式』実施します！

～宇佐市として第3社目！

カルソニックカンセイ九州を認定！！～

くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、各企業が策定した行動計画に定めた目標を達成した場合、「子育てサポート企業」として認定を受けることをいいます。

大分労働局（局長：坂田善廣）は、カルソニックカンセイ九州株式会社（宇佐市）を新たにくるみん認定し、県内の認定企業は、プラチナくるみん認定企業2社、くるみん認定企業30社となりました。

つきましては、以下のとおり、「認定通知書交付式」を行います。

☆ 『くるみん認定企業認定通知書交付式』

■日 時：令和元年 8 月 28 日（水）14 時 00 分～14 時 30 分

■場 所：大分労働局 局長室（3 階）

■認定企業：カルソニックカンセイ九州株式会社（宇佐市）

<参考資料>

①認定企業の取組内容

・・・参考資料 1

②くるみん認定基準

・・・参考資料 2

③大分県内の認定企業等一覧

・・・参考資料 3

くるみん認定企業の取組概要

カルソニックカンセイ九州株式会社（宇佐市）

□事業内容：輸送用機械器具製造業

□労働者数：1,068人（女性193人、男性875人）

●行動計画期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日（2年間）

●育児休業等取得実績

○出産した女性労働者13人

・女性労働者の育児休業取得者21人

○配偶者が出産した男性労働者57人

・男性労働者の育児休業取得者3人

・育児を目的とした休暇制度（出産休暇）取得者18人

●育児のための各種制度の利用促進と定着

○育児短時間勤務制度は中学校就学前まで利用できる。

○育児休業制度は原則として子が2歳まで利用できる。

○出産予定日が分かり次第、産前・産後休暇から職場復帰するまでのスケジュール（復帰前の面談も含む。）を立てる「産前・産後・育児休業申請手順」を定め、育児休業等を取得しやすく、また、職場復帰しやすい職場環境づくりを図った。

●子育てをしながら活躍する女性労働者を増やすための環境の整備

○女性労働者のキャリア形成を支援するためなどの研修（「間接スタッフ研修」、「仕事のマネジメント強化塾」等）を実施した。

●働きやすい環境づくりのための取組

○年次有給休暇の年間計画を部署ごとに立案し、定期的にモニタリングを実施することで年次有給休暇の取得の促進を図った。

くるみん認定基準



認定基準 1

- 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

認定基準 2

- 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

認定基準 3

- 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

認定基準 4

- 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。

認定基準 5

- 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または、計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いることのいずれかを満たしていること。

認定基準 6

- ・計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

認定基準 7

- ・3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

認定基準 8

- ・フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないことのいずれも満たしていること。

認定基準 9

- ・次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

認定基準 10

- ・法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

大分県内の認定企業等一覧

くるみん認定企業（第1回目認定取得順）

令和元年7月25日現在

	企 業 名	所在地	くるみん認定年	プラチナ くるみん
1	株式会社トキ八	大分市	平成19年	
2	社会福祉法人安岐の郷	国東市	平成22年 平成24年	
3	医療法人社団恵愛会 大分中村病院	大分市	平成22年	
4	株式会社大分銀行	大分市	平成22年 平成27年 平成29年	令和元年
5	株式会社日豊ケアサービス	豊後高田市	平成23年 平成26年	平成28年
6	国立大学法人大分大学	大分市	平成23年	
7	社会医療法人敬和会 大分岡病院	大分市	平成23年	
8	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院	日田市	平成23年	
9	フンドーキン醤油株式会社	臼杵市	平成24年	
10	医療法人明徳会 佐藤第一病院	宇佐市	平成25年	
11	社会福祉法人太陽の家	別府市	平成25年	
12	九州東芝エンジニアリング株式会社	大分市	平成26年	
13	西日本電線株式会社	大分市	平成26年	
14	医療法人恵愛会 中村病院	別府市	平成26年	
15	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	大分市	平成26年	
16	株式会社明林堂書店	別府市	平成27年	
17	社会福祉法人宇水会	宇佐市	平成27年	
18	富士醤醤油株式会社	臼杵市	平成27年	
19	大分県農業協同組合	大分市	平成27年	
20	社会福祉法人みずほ厚生センター	臼杵市	平成27年	
21	株式会社オーイーシー	大分市	平成27年	
22	社会福祉法人新友会	大分市	平成28年	
23	医療法人大分記念病院	大分市	平成29年	
24	株式会社豊和銀行	大分市	平成29年	
25	株式会社ジョイフル	大分市	平成30年	
26	株式会社ザイナス	大分市	平成30年	
27	ヤクルトヘルスフーズ株式会社	豊後高田市	平成30年	
28	大分キヤノンマテリアル株式会社	杵築市	平成31年	
29	大分みらい信用金庫	別府市	令和元年	
30	カルソニックカンセイ九州株式会社	宇佐市	令和元年	

えるぼし認定企業（1つ星から3つ星まで）

	企業名	所在地	えるぼし認定年	認定段階
1	医療法人新生会 高田中央病院	豊後高田市	平成28年	★★
2	株式会社日豊ケアサービス	豊後高田市	平成29年	★★

ユースエール認定企業

	企業名	所在地	認定年	備考
1	大分デバイステクノロジー株式会社	大分市	平成28年	
2	高島建設株式会社	大分市	平成30年	
3	三栄建設工業株式会社	大分市	平成30年	
4	医療法人百花会上野公園病院	日田市	平成30年	
5	株式会社ATTS	大分市	平成31年	
6	有限会社仁田野工業	別府市	平成31年	
7	株式会社サイメックス	佐伯市	平成31年	
8	有限会社せれくと	大分市	令和元年	
9	有限会社東栄工業所	中津市	令和元年	

安全衛生優良企業

	企業名	所在地	認定年	備考
1	有限会社ファン工業	大分市	平成27年 平成30年	
2	ビープラスグループ株式会社	大分市	平成29年	

厚生労働省における働き方改革関連の認定制度等（概要）

次世代育成支援対策推進法における認定制度（くるみん）



積極的な子育てサポートやワークライフバランスの推進などに積極的な企業が行動計画を定め、一定の基準を満たした場合に厚生労働大臣が認定（くるみん認定）する制度です。さらに、認定を受けた企業が一定の基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）が認定されます。認定、特例認定されると、「くるみん」等を商品、広告、求人広告につけることができます。

女性活躍推進法における認定制度（えるぼし）



女性の活躍の状況を把握し、行動計画の策定及び届出を行った企業のうち、一定基準を満たした企業について厚生労働大臣が認定する制度です。認定は、満たす項目に応じて3段階あり、認定されると、「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができます。

若者雇用促進法における認定制度（ユースエール）



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。認定されると、ハローワークなどで重点的にPRを実施（「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載）、自社の商品、広告などに認定マークを利用することができるほか、助成金の優遇措置等のメリットがあります。

安全衛生優良企業公表制度



労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。認定されると、認定マークを利用することができます。健康・安全・働きやすい優良企業であることを求職者に対してPRできたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や消費者に対してPRでき、企業イメージの向上にもつながります。

○詳しくは各制度のパンフレット等をご確認ください。